医療保険での訪問看護サービスに係る加算

□ 特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算されます。

特別管理加算(Ⅰ)(重症度が高い)	特別管理加算(Ⅱ)
在宅悪性腫瘍患者指導管理	在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅酸素療法指導管理
在宅気管切開患者指導管理	在宅血液透析指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理
気管カニューレを使用している状態	在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿管理
留置カテーテルを使用している状態	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導
	管理
	在宅肺高血圧症患者指導管理
	人工肛門、人工膀胱を設置している状態
	真皮を超える縟瘡の状態
	点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

□ 24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護 を行う体制にある場合1月に1回加算されます。

緊急訪問を行うとさらに緊急訪問看護加算が加算されます。

□ 退院時共同指導加算

病院、診療所を退院又は介護老人保健施設を退所前に、在宅生活について、カンファレンス を行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

□ 特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方(上記「特別管理加算」参照)に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

□ 退院支援指導加算

診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められ訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

□ ターミナルケア療養費

在宅で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に 2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間 以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

□ 長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き 訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となるとき、1回の訪問看護につ き加算されます。

□ 複数名訪問加算	П	複数名	訪	問加	笡
-----------	---	-----	---	----	---

下記のいずれかの条件を満たし、1つの事業所から同時に複数の看護師等が1人の利用者に 訪問看護を行ったときに加算されます。

- ① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、迷惑行為等が認められる場合
- ③ その他利用者の状況等から判断して、上記①②に準ずると認められる場合

□ 訪問看護情報提供療養費

利用者様の居住する市区町村に訪問看護の状況を示す文書を添えて、保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に加算されます。

主に、健康教育、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス(入浴、洗濯等のサービスを含む)等の福祉サービスを有効に提供することを目的とし、市区町村が情報提供を求めているものです。

□ 緊急訪問看護加算

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の<u>指示により</u> 緊急訪問を行った時に1日に1回加算されます。

平成 年 月 日

(事業者) 医療法人社団 菱秀会

(事業所) 医療法人社団 菱秀会 金内メディカル訪問看護・リハビリステーション

私 (利用者及びその家族) は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

利用者	
住所	
氏名	印
代理人及び立会人	
住所	
氏 夕	FΠ